

白井市立図書館録音図書の製作に関する要綱

(目的)

第1条 この要項は白井市立図書館(以下「図書館」という)が、市内在住の視覚障害者・高齢者等で、一般の出版物のまま、図書資料を利用することが困難な者(以下「視覚障害者等」という)に対し、録音図書の製作を行い、その読書要求に応えることを目的とする。

(サービス内容)

第2条 図書館は、視覚障害者等からのリクエストのうち、未所蔵の資料で視覚障害者用の市販テープにも無く、全国の公共図書館、点字図書館等にも所蔵していない場合に、録音図書の製作を行うものとする。

(対象者)

第3条 前条のサービスを利用することができる者は、図書館管理運営規則(以下「規則」という)第12条に掲げる者で規則第8条に基づき利用カードの交付を受けた者とする。

(音訳協力者)

第4条 図書館は、録音図書製作のために音訳協力者を登録し、製作を依頼することができる。

2 音訳協力者として登録できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 白井市社会福祉協議会が実施する「朗読者養成講座初級」及び「同中級」を終了した者
- (2) 他の公共団体等が実施した前号に準じる内容の講座を終了した者
- (3) 他の公共団体等で音訳者として一定期間以上実務経験のある者

3 音訳協力者には委嘱状を交付し、委嘱の任期は委嘱した日の属する年度の末日とする。

4 音訳協力者は、図書館の「録音図書製作マニュアル」に従って製作を行うものとする。

5 図書館は、製作が完了した場合に、音訳協力者に対して予算の範囲内で報償金を支払うものとする。

(著作権の処理)

第5条 図書館は、この要綱に基づいて図書館が複製する資料のうち、現に著作権を有するものの処理については、著作権法(昭和45年法律第48号)に基づき著作権所有者の許諾を受けなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、録音図書の製作について必要な事項は図書館長が別に定める。

付則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。